

雇用調整助成金の円滑な申請・支給に関する緊急要望 ～中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて～

2020年5月1日
日本商工会議所
東京商工会議所

【「コロナショック」による危機的な経済情勢】

- 日本商工会議所が本年4月に実施した LOBO（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業は実に 96.9%に達するなど、広範囲の業種、地域が突然の需要喪失と先行きが見えない中で、かつてない苦境に直面している。
- 特に、経営基盤の脆弱な中小企業では倒産・廃業が日を迫うごとに増加することが懸念されているが、政府は累次の緊急対応策において「中小企業を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面から各種支援策を打ち出している。
- こうした危機的な経済情勢にあっても、上記調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業のうち、経営上の対応として「従業員の人員整理を検討・実施」と回答した企業は僅か4.3%にとどまるなど、多くの中小企業は各種支援策を期待しつつ、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

【雇用情勢の悪化を防ぐために、非常に大きな役割を担う「雇用調整助成金」】

- 今般の「コロナショック」による経済への打撃は「リーマンショック」を上回る旨の声が多く聞かれるが、2008年9月のリーマンブラザーズの経営破綻の後、完全失業率は10カ月で4.0%から5.5%にまで悪化し、有効求人倍率も11カ月で0.83倍から0.42倍に低下した。このことから、今後の雇用情勢は予断を許さない状況であると認識すべきであり、雇用の維持・安定に向けた取組は時間との闘いでもある。
- こうした状況下で、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」は、雇用の維持・安定や感染拡大収束後の経済の力強い回復に向け、非常に大きな役割を担っている。
- 中でも、雇用の7割を占め、地域経済を支える礎である中小企業、特に「雇用調整助成金」を初めて利用する中小企業が円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにすることが極めて重要である。

【窓口の混雑により申請に至らない、申請要件が複雑で分かりづらいとの「生の声」】

- 感染拡大防止に向けた長期戦も予想される中、出勤人数の抑制や、緊急事態宣言の発出に伴う都道府県知事からの要請等により、休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多く、「雇用調整助成金」の利用ニーズは日を迫うごとに格段に高まっている。
- しかし、各地商工会議所や全国の中小企業から、「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変に混雑しており、相談や申請をすることができない」、「早急に申請したいが、窓口の混雑ぶりを見て、仕方なくあきらめた」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。

- 加えて、「申請要件が複雑で分かりづらい」、「初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない」といった声も多く聞かれている。
- 一方、各地商工会議所では、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」において、中小企業からの相談に親身に対応している他、社会保険労務士会と連携して独自に「雇用調整助成金」の相談会を実施するなど、中小企業の支援に懸命に取り組んでいるところである。
- また、日本商工会議所は、去る3月30日に策定した「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策に関する緊急要望」をはじめ、中小企業の「生の声」をもとに、政府に対する累次の要望活動に取り組んできたが、その結果、「雇用調整助成金」に関しては、助成率の引上げ（一定の要件を満たす場合、中小企業は10割）や申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減等）が実現するなど、厚生労働省におかれては懸命かつ迅速に対応していただいているところである。
- こうした現状認識のもと、中小企業の事業継続と雇用の維持・安定に向けて、「雇用調整助成金」の円滑な申請や迅速な支給に関して、下記の事項を緊急要望する。

記

1. 申請段階、審査段階での「目詰まり」の解消

- 休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多く、「雇用調整助成金」の利用ニーズは日を迫うごとに格段に高まっているが、各地商工会議所や全国の中小企業から、「都道府県労働局やハローワークの窓口が大変に混雑しており、相談や申請をすることができない」といった「生の声」が当所へ多く寄せられている。
- また、4月30日時点での支給決定は400件にとどまっていることから、「雇用調整助成金」は、都道府県労働局やハローワークへの申請段階や、申請後の審査段階で「目詰まり」が生じている状況にある。
- 中小企業が円滑に申請することができ、かつ迅速に支給されるようにするためには、こうした「目詰まり」を解消する必要があることから、厚生労働省は申請や審査を担う職員のマンパワーの強化、更には事業主の負担軽減、行政手続きの簡素化、感染拡大防止の観点から申請手続きのオンライン化を早急に実現すべきである。
- また、マンパワー強化策の一環として、「雇用調整助成金」の緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）においては、都道府県労働局が「支援担当者」として委嘱した社会保険労務士等専門家が商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等の要請に基づき、窓口において本助成金の申請受付を担うことができるよう、措置を講じるべきである。
- なお、緊急対応期間に関しては、感染状況や経済・雇用情勢を見極めた上で、期間の延長を柔軟に検討していくべきである。

2. 申請要件の更なる緩和・撤廃

- 「雇用調整助成金」は2月14日の特例措置の開始以降、対象事業主の範囲の拡大や生産指標要件の緩和、休業等計画届の事後提出、助成率の引上げなど、数次にわたり特例措置が拡大されてきた。

- しかし、前年同期に比べて業容を拡大した企業から「売上高等の生産指標が前年同期に比べて5%以上低下していることを定めた生産指標要件がネックになり、使いたくても使えない」といった声が聞かれている。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は生産指標要件に関して、比較対象となる月の要件を緩和したが、生産指標要件自体の撤廃を求める声が聞かれている。
- また、雇用調整（休業）の実施について労使間で事前に協定し、その決定に沿って雇用調整（休業）することが申請要件となっており、申請にあたってはその確認書類として、雇用調整の実施について労働組合等との間で締結した協定書や、労働者代表の確認のための書類を提出する必要があることから、国難とも言うべき危機的な経済情勢下においては、労使協定に係る要件の撤廃や関連する添付書類を削減してほしいといった声も聞かれている。
- したがって、緊急対応期間においては、こうした申請要件の撤廃や添付書類の更なる削減を図ることで、円滑な申請・支給につなげていくべきである。

3. 助成金の前払いの実施

- 感染拡大防止に向けた長期戦も予想される中、出勤人数の抑制や、緊急事態宣言の発出に伴う都道府県知事からの要請等により、休業や営業時間の短縮を実施している事業者は非常に多いが、売上が立たない中でも、雇用調整助成金は休業手当を支払った後に支給される「後払い」の制度であることから、迅速に支給されるようにすることが不可欠である。
- こうした中、厚生労働省は、申請書類の大幅な簡素化（記載事項の半減、添付書類の削減等）により、申請手続きの負担軽減と、申請から支給までの期間の短縮化（2カ月程度から1カ月程度へ短縮）を図ったところである。
- このような措置は大変に有効であるが、全国の中小企業から「予定納税に倣って、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れてほしい」旨の声が多く聞かれている。
- したがって、国難とも言うべき危機的な経済情勢下においても、事業主や従業員が安心して休業や営業時間の短縮に対応できるよう、「雇用調整助成金」の前払い（見込み払い）、または支給までのつなぎ資金を即日で融資できる公的支援制度を創設するなど、前例のない大胆な措置を講じていただきたい。

4. 対象労働者一人一日当たりの上限額の引上げ

- 「雇用調整助成金」の対象労働者一人一日当たりの上限額は、失業給付の一日当たりの上限額に合わせて、8,330円となっている。
- この上限額に対して、更なる引上げを求める要望が多く、特に東京など大都市圏の企業から「最低賃金額に法定労働時間の限度である8時間を掛けた金額でしかなく、この上限額ではとても足りない」といった声が多く聞かれている。
- したがって、対象労働者一人一日当たりの上限額8,330円は引上げるべきである。なお、「雇用調整助成金」は事業主が負担している保険料（雇用保険二事業、料率：雇用者の賃金総額の3/1,000）が財源になっているが、政府は「何としても雇用と生活を守り抜かなければならない」との決意を示していることから、引上げ分の財源は国庫で負担すべきである。

5. 申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制の強化、分かりやすい周知

- 日本商工会議所が本年4月に実施した LOBO（早期景気観測）調査では、新型コロナウイルスによる経営への影響があると回答した中小企業のうち、34.8%の企業が経営上の対応として「雇用調整助成金を検討・申込」と回答している。
- このことから、今般の「コロナショック」により、「雇用調整助成金」を初めて申請する中小企業は相当数に上ると思われる。しかし、「申請要件が複雑で分かりづらい」、「初めての申請で、申請書の作成方法がよく分からない」といった声が当所へ多く寄せられている。
- したがって、厚生労働省は都道府県労働局やハローワークの窓口、更にはコールセンター等において、中小企業からの問合せや相談にきめ細かく丁寧に対応されたい。
- また、商工会議所等の地域経済団体、業界団体や地方公共団体等が、都道府県労働局やハローワークに対して、窓口相談のために社会保険労務士等の専門家の派遣を依頼した場合には、速やかに調整し派遣するなどして、申請手続きに不慣れな中小企業に対する相談体制をより一層強化されたい。
- 加えて、「雇用調整」助成金というネーミングが分かりづらいという声もあることから、「雇用の維持」のための助成金である旨が中小企業にストレートに伝わるような分かりやすい周知や、数次にわたる特例措置に関する丁寧な周知も求められる。

以上